附　則

この政令は、平成二十八年三月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○総務省令第二号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月十四日

総務大臣　山本　早苗

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八十六条中「監査・行政評価専門課程」を「監査・内部統制専門課程」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○法務省令第二号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月十四日

法務大臣　岩城　光英

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表京都地方法務局の部園部支局の款同支局の項管轄区域欄中「南丹市」を「亀岡市　南丹市」に改め、同款亀岡出張所の項を削る。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「、木津出張所及び亀岡出張所」を「及び木津出張所」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年二月一日から施行する。